

5年経験者研修・養護教諭5年経験者研修

社会体験研修 Q & A

| |
|--|
| Q1 社会体験はどのようなところで行えばいいのか。 |
| A 社会体験研修は、異業種の体験を通して、組織の中で自らが果たすべき責任や役割を学び、教育活動にいかすことを目的としているため、その目的に沿った体験先を、社会福祉施設、社会教育施設、民間企業、その他校長が認めた施設等、校長と相談の上決定してください。なお、幼稚園は学校教育法で「学校」と定められており、幼稚園教諭は同業種であるため対象となりません。 |
| Q2 県外で社会体験研修を行ってもよいのか。 |
| A 社会体験研修は、原則として県内で行います。また、県内旅費が適用される地域での研修も認められます。旅費がかからなくても次のような場合は認めることができませんので、注意してください。 <ul style="list-style-type: none">・ 県外（県内旅費が適用されない地域）にある自宅の側で研修を行う・ 県外にある実家への帰省に合わせて研修を行う |
| Q3 「県内または県内旅費が適用される地域」とあるが、県外ではどの地域まで適用されるのか。 |
| A 受講者の勤務校の住所によって異なる場合がありますので、勤務校の学校事務職員に確認してください。 |
| Q4 総合教育センターから研修先を紹介してもらえないか。 |
| A 当センターから紹介することはできませんので、管理職等と相談しながら研修先を探してください。研修を受け入れていることをホームページ等で公開している機関や企業もあります。 |
| Q5 予定していた日程で研修ができなくなった。どうしたらよいか。 |
| A 研修先と相談して、新たな日程を設定してください。日程の調節が難しく、同一研修先での実施が困難な場合は、複数箇所での研修実施も可能です。 |
| Q6 礼状の様式はないのか。 |
| A 礼状の様式はありませんので、各自で作成してください。送付の際は、内容や送り先等を必ず管理職に確認してもらってください。 |
| Q7 夏季休業中に行わなければならないのか。 |
| A 早い時期での研修が望まれますが、新型コロナウイルス感染防止対策のため令和5年度も夏季休業中に限らず、報告書の提出期限までならどの時期に研修を実施してもかまいません。また、連続した日程での研修が難しいようであれば、分けて行うことも可能です。 |
| Q8 社会人経験を踏まえ、社会体験研修を選択研修講座の受講に振り替える場合、証明書等の必要はあるか。 |
| A 実施要項に記載の条件を満たし、かつ、他の研修講座の受講に替えた方が望ましいと校長が判断すれば良いので、証明書等は必要ありません。 |

Q9 社会体験研修を選択研修講座に振り返る場合、受講する講座の区分(人格的資質向上、課題解決力向上、授業力向上 等)を考慮する必要はあるか。

A 基本研修を欠席し、代替研修を受講する場合は、なるべく欠席した講座の区分に該当する研修講座を選ぶように勧めてはおりますが、お問い合わせのケースでは特に求めておりません。受講者にとって研修するのに望ましい内容を選んでください。

※ この他、社会体験研修全般について判断に迷う場合があれば、総合教育センター教育事業部教育人材育成課(キャリア推進班)へ管理職を通して御質問ください。
(0466)81-1635(直通)